

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第26号

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成15年四日市市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の要件及び手続)</p> <p>第3条 本市において基準該当障害福祉サービスに係る基準該当障害福祉サービス事業者の登録は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準（以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できるものが、申請を行うことによりこれを行うものとする。</p>	<p>(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の要件及び手続)</p> <p>第3条 本市において<u>障害者等の</u>基準該当障害福祉サービスに係る基準該当障害福祉サービス事業者の登録は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準（以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できるもの<u>が、申請を行うことによりこれを行うものとする。ただし、本市において登録ができる基準該当障害福祉サービスは、次の各号に掲げるものに限る。</u></p> <p><u>(1) 指定障害福祉サービス等基準第74条に規定する生活介護に係る基準</u></p>

2 本市において登録することができる
基準該当障害福祉サービス事業者は、
次の各号に掲げるものに限る。

(1) 指定障害福祉サービス等基準第7
4条に規定する生活介護に係る基準
該当障害福祉サービスを行う事業者

(2) 指定障害福祉サービス等基準第7
5条に規定する生活介護に係る基準
該当障害福祉サービスを行う事業者

(3) 指定障害福祉サービス等基準第8
9条に規定する短期入所に係る基準
該当障害福祉サービスを行う事業者

3 (略)

該当障害福祉サービス

(2) 指定障害福祉サービス等基準第7
5条に規定する生活介護に係る基準
該当障害福祉サービス

(3) 指定障害福祉サービス等基準第8
9条に規定する短期入所に係る基準
該当障害福祉サービス

2 本市において登録することができる
基準該当障害福祉サービス事業者は、
基準該当生活介護を行う指定通所介護
事業者とする。

3 (略)

(特例介護給付費の支給申請)

第7条 支給決定障害者等は、特例介護
給付費の支給を受けようとするとき
は、特例介護給付費支給申請書(第5
号様式)に特例介護給付費の対象とな
る費用の支払を証明する書類その他市
長が必要と認めたものを添付して市長
に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったとき
は、特例介護給付費の額等を審査の

(特例介護給付費の代理受領)

第7条 登録事業者が、支給決定障害者等に基準該当障害福祉サービスを提供し、障害者総合支援法第30条第1項第2号に該当した場合に支給される特例介護給付費の支給要件を満たした場合のうち、当該支給決定障害者等が当該登録事業者を受給者証を提示し、特例介護給付費の受領を当該登録事業者に委任したときは、当該登録事業者は、当該支給決定障害者等が支払うべき当該基準該当障害福祉サービスに要した費用のうち、当該特例介護給付費として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。

2から4まで (略)

5 登録事業者は、基準該当障害福祉サービスを提供し、第1項の規定による支払を受ける場合には、当該支給決定障害者等から、第6条第2項第2号(同条第3項において引用する場合を含む。)の規定により控除された額の支払を受けることができる。

6 登録事業者は、前項に規定する額の支払を受ける際、当該支払をした支給

上、支払うものとする。この場合において、特例介護給付費支給(不支給)決定通知書(第6号様式)により支給決定障害者等に通知するものとする。

(特例介護給付費の代理受領)

第8条 登録事業者が、支給決定障害者等に基準該当障害福祉サービスを提供し、障害者総合支援法第30条第1項第2号又は第3号に該当した場合に支給される特例介護給付費の支給要件を満たした場合のうち、当該支給決定障害者等が当該登録事業者を受給者証を提示し、特例介護給付費の受領を当該登録事業者に委任したときは、当該登録事業者は、当該支給決定障害者等が支払うべき当該基準該当障害福祉サービスに要した費用のうち、当該特例介護給付費として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。

2から4まで (略)

5 登録事業者は、基準該当障害福祉サービスを提供した際は、当該支給決定障害者等から、第6条第2項第2号の規定により控除された額の支払を受けることができる。

6 登録事業者は、基準該当障害福祉サービスの提供に要した費用につき、そ

決定障害者等に対し、領収書を交付しなければならない。

7 (略)

(報告等)

第8条 (略)

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、職員は、その身分を示す障害者自立支援検査証(第5号様式)を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

3 (略)

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の登録を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 登録事業者が、第3条第2項に該当する指定障害福祉サービス等基準を満たすことができなくなったとき。

(3)から(6)まで (略)

第10条 (略)

(公表)

第11条 市長は、登録事業者に関し、第4条の規定により登録を行ったとき、第5条の規定により変更の届出が

の支払を受ける際、当該支払をした支給決定障害者等に対し、領収書を交付しなければならない。

7 (略)

(報告等)

第9条 (略)

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

3 (略)

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の登録を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 登録事業者が、第3条第1項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。

(3)から(6)まで (略)

第11条 (略)

(公表)

第12条 市長は、登録事業者に関し、第4条の規定により登録を行ったとき、第5条の規定により変更の届出が

なされたとき又は第9条の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第12条 (略)

なされたとき又は第11条の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第13条 (略)

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

基準該当障害福祉サービス事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった基準該当障害福祉サービス事業者の登録については、四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

- 1 登録を認める。
 - (1) 登録事業者
 - (2) 登録事業所
 - (3) 登録事業内容
 - (4) 登録年月日
 - (5) 事業者番号

- 2 登録を却下する。

却下理由

（教示事項）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第3号様式（第5条関係）

基準該当障害福祉サービス事業者登録事項変更届

年 月 日

四日市市長

事業者 住所
名称
代表者 印

次のとおり基準該当登録を受けた内容を変更したので、四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第5条の規定により届け出ます。

		事業者番号							
登録内容を変更した事業所	名称								
	所在地								
	サービスの種類								
変更があった事項		変更の内容							
1	事業所の名称	(変更前)							
2	事業所の所在地								
3	申請者の名称								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の氏名及び住所								
6	定款又は寄付行為及び登記簿又は条例等（当該登録に係る事業に関するものに限る。）	(変更後)							
7	事業所の平面図及び設備の概要								
8	事業所の管理者の氏名及び住所								
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所								
10	運営規程								
11	特例介護給付費の請求に関する事項								
12	事業所の種別								
13	登録に係る事業の開始予定年月日								
14	併設する事業所等がある場合の当該事業所等の概要								
変更年月日		年月日							

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容がわかる書類を添付してください。
3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第4号様式（第5条関係）

基準該当障害福祉サービス事業者廃止（休止・再開）届

年 月 日

四日市市長

事業者 住所
名称
代表者 印

次のとおり基準該当障害福祉サービス事業者の廃止（休止・再開）をしたので、四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第5条の規定により届け出ます。

	事業者番号									
廃止（休止・再開）する事業所	名称									
	所在地									
廃止、休止又は再開した年月日		年 月 日								
廃止又は休止した理由										
現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止又は休止した場合のみ）										
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日								

- (注) 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付すること。
2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

障害者自立支援検査証



職名

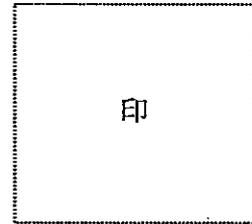
氏名

生年月日

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第8条に定める職員であることを証する。

年 月 日交付

四日市市長



(裏面)

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(抄)

(報告等)

第8条 市長は、特例介護給付費の支給に関して必要があると認めるときは、障害者総合支援法第48条に定めるもののほか、登録事業者若しくはその従業員(以下「登録事業者等」という。)又は登録事業者等であった者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所、事務所その他当該基準該当障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、職員は、その身分を示す障害者自立支援検査証(第5号様式)を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員であった者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
- 3 (略)

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

第 6 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)